
【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法」公布に関する上海市人民政府の通知
【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発[2013]72号
【発布日】2013.09.29
【実施日】2013.10.01
【時限性】現行有効
【効力等級】地方規範性文書
【全文】

中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法

第一章 総則

第一条 国外投資管理方式の改革を更に推し進め、国外投資の利便化を確実に高めるために、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「プロジェクト届出機関」という)は中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)に登録した地方企業を対象に実施する上海市の権限内の国外投資一般項目に対して、届出制管理を実施する。

第三条 外交関係を築いておらず、国際的制裁を受けている国、戦争、動乱等が発生している国と地域、又は国家発展改革委員会認定のその他の敏感な国と地域に行き投資を行うプロジェクト、基礎電信運営、クロスボーダー水資源開発利用、大規模な土地開発、送電ケーブル、電網、ニュースメディア、又は国家発展改革委員会認定のその他の敏感な業種の国外投資プロジェクトは、限度枠を問わずに、上海市発展改革委員会が初回審査を行なった後、国家発展改革委員会に認可を仰ぐ、又は国家発展改革委員会が審査意見を出した後に国務院による認可を仰ぐ。

第二章 プロジェクト届出の手順

第四条 条件に合致する国外投資プロジェクトの届出申請者(以下「届出申請者」という)は自由貿易試験区国外投資届出表を記入の上提出し、同時にプロジェクト届出機関に以下の資料を提出しなければならない。

(一)届出申請者の営業許可証、会社定款又はパートナーシップ協議書、会社董事会決議書又は関連の出資決議書。

(二)中国側及び合作相手の外国側当事者の資産、経営及び資産信用状況を証明する文書。

(三)入札、買収合併又は合併合作プロジェクトにつき、中国側と外国側が署名した意向書又は枠組み協議書等の文書。

(四)関連規定に基づき、提出すべきその他の関連資料。

第五条 届出申請者は提出する申請資料につき、その内容の真実性に責任を負わなければならない。

第六条 プロジェクト届出機関は申請資料を受領した日から5営業日以内に、届出申請者に対して自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出意見(以下「届出意見」という)を発行しなければならない。

自由貿易試験区の届出範囲外であり、国の法律法規及び産業政策に合致せず、国家主権、安全及び公共の利益を損なう国外投資プロジェクトについて、プロジェクト届出機関は届出を許可しないが、届出申請者に対して理由を説明しなければならない。

第七条 国外競争入札又は買収プロジェクトについて、届出申請者は関連規定に従い、入札又は本格的にビジネス活動を展開する前に、国家発展改革委員会に書面で情報報告書を提出しなければならない。

国家発展改革委員会にて登記する必要がある地方の重大国外投資プロジェクトについては、手順に従い、国家発展改革委員会にて登記しなければならない。

第三章 届出変更

第八条 届出完了した国外投資プロジェクトに以下の状況が発生した場合、プロジェクト届出機関に変更申請をしなければならない。

- (一) 投資者又は持分の変更。
 - (二) 投資場所、プロジェクトの主要内容の変更。
 - (三) 中国側の投資が中国側のもとの届出投資額より 20%以上超過。
- 届出変更の手順は本弁法第二章の関連規定に従い、実施する。

第四章 プロジェクト届出の効力

第九条 届出完了した国外投資プロジェクトについて、届出申請者は届出意見に基づき、商務、外貨管理、税関、税務等の部門にて関連手続きをしなければならない。

第十条 プロジェクト届出書類の有効期間は 2 年間とし、届出日より起算する。

第五章 監督管理及び法的責任

第十一条 プロジェクト届出機関は自由貿易試験区の監督管理情報共有体制及びプラットフォーム等により、国外投資プロジェクトの中間過程、事後の監督管理を強化しなければならない。プロジェクト届出機関は投資主体のプロジェクト実行状況に対して監督検査を行うことができる。

虚偽資料により届出書類を詐取した場合、プロジェクト届出機関がその届出書類を取消し、関連状況を企業信用記録に記録し、当該企業が後に展開した国外投資を厳しく審査し、且つ関連部門に報告し、法に従い関連企業及び人員の責任を追及する。

第六章 附則

第十二条 香港特別行政特区、マカオ特別行政区での投資プロジェクトは本弁法を適用する。台湾地区での投資プロジェクトは、「『大陸企業の台湾地区での投資管理弁法』の公布に関する国家発展改革委員会、商務部、国務院台湾業務事務室の通知」(発改外資[2010]2661号)により実施する。

第十三条 本弁法は2013年10月1日より施行する。